

災害時の医療救護に関する協定

栃木市（以下「甲」という。）と栃木地域薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 甲は、避難所において必要に応じ薬剤師を派遣要請できるものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 乙が派遣する薬剤師は、避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所（以下、「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 薬剤師の業務は次のとおりとする。

（1）救護所等において、調剤及び服薬指導を行う。

（2）救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

（3）医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、管理、救護所等への医薬品の供給を行う。

（4）その他医療救護活動において必要な業務を行う。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 薬剤師が使用する医薬品等については、甲が用意し、必要に応じ当該薬剤師が提供するものとする。

（調剤費）

第6条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲の負

担とする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費
 - (2) 薬剤師が提供した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち甲が特に必要と認める費用
- 2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月15日

甲 栃木市万町9番25号

栃木市

市長

乙 栃木市箱森町6番27号

栃木地域薬剤師会

会長